

平成31年度保険料率について

平成31年度保険料率の決定について

- 平成31年度の都道府県単位保険料率については、本年1月31日の運営委員会の決定を受け、厚生労働大臣へ認可申請を行い、本年2月12日付で認可されました。

茨城支部

の健康保険料率は

引下げ

となります。

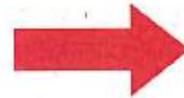
皆さまのご理解をお願い申し上げます。

※任意継続被保険者の方は、本年4月分の保険料から変更になります。

現行

9.90%

健康保険料率



平成31年3月分～

9.84%

介護保険料率は引上げとなります。

現行

1.57%

介護保険料率



平成31年3月分～

1.73%

※健康保険料率と介護保険料率は、労使折半となります。

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

平成31年度都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見

平成31年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見（概要）

意見の提出あり 46支部

● 当該支部の保険料率について『妥当』、『容認』とする趣旨の記載がある支部	23支部	・引き上げとなる支部 (22支部中 3支部) ・引き下げとなる支部 (18支部中 15支部) ・変更がない支部(※) (7支部中 5支部)
● 当該支部の保険料率について『やむを得ない』とする趣旨の記載がある支部	20支部	・引き上げとなる支部 (22支部中 16支部) ・引き下げとなる支部 (18支部中 3支部) ・変更がない支部(※) (7支部中 1支部)
● 当該支部の保険料率について『反対』とする趣旨の記載がある支部	2支部	・引き上げとなる支部 (22支部中 2支部) ・引き下げとなる支部 (18支部中 0支部) ・変更がない支部(※) (7支部中 0支部)
● 当該支部の保険料率について記載はないが、平均保険料率10%を維持することや、激変緩和率を8.6/10とすることについて『反対』とする趣旨の記載がある支部	1支部	・引き上げとなる支部 (22支部中 1支部) ・引き下げとなる支部 (18支部中 0支部) ・変更がない支部(※) (7支部中 0支部)



意見の提出なし(※) 1支部

※ 平成31年度に都道府県単位保険料率の変更がない7支部については、健康保険法上、支部長の意見の聴取を行うことは必要とされていないため、理事長からの法定の聴取は行っていない。
ただし、当該7支部について、支部長として都道府県単位保険料率の変更が必要と考える場合は、法第160条第7項の規定に基づき、評議会の意見を聴いた上で、意見を提出することができる。また、当該7支部の支部長が、都道府県単位保険料率を変更しないことが「妥当」、「容認」等の意見を任意で提出することも認められている。

平成31年度都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見【茨城】

支部名	支部長意見	評議会意見
茨城	<p>9.84% (9.90%)</p> <p>◆意見 当支部の平成31年度都道府県単位保険料率について、支部評議会において意見を聴取した結果、茨城支部保険料率を9.84% (激変緩和措置8.6/10)、変更時期を平成31年度4月納付分からとすること、について了承を得たこと、並びに審議における意見等を踏まえ、次のとおり当職の意見を申し述べます。</p> <p>協会けんぽの財政構造は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る脆弱性が依然として解消されておりません。加えて、被保険者数の伸びや賃金動向、医療費の増高等の予想が正確に見定められない状況や、2025年以降の高齢者医療への拠出金が増大していく予想を考慮すると、中長期的な視点で安定した財政運営に努めていくべきであり、平均保険料率を10%に据え置くことについて異議はございません。</p> <p>一方で、協会けんぽの保険料率は都道府県ごとの医療費により決まっていること、インセンティブ制度や保険料率決定の仕組みをわかりやすく広報し、加入者の行動変容に繋がる健康づくり・医療費適正化への取組を強化することによる保険者機能発揮こそが国民皆保険制度維持のために重要であると考えます。加入者・事業主が協会けんぽに興味・関心を持てるよう協会けんぽ全体の広報機能を強化し、まず知ってもらうことから取り組んでいくことを求めます。そのためにも準備金活用等により、必要な取組には十分なコストをかけることも考えていただきたいと思います。</p>	<p>◇意見 茨城支部の平成31年度保険料率が9.84%となることについて、評議会として異議なく承認された。なお、これまでの審議における意見については以下のとおり。</p> <p>1. 平成31年度保険料率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽが健康づくりへの啓発をはじめとした医療費適正化を行っていくことを前提として中長期的に平均保険料率については10%を維持すべきである ・過去に国庫補助率を減額された経緯や短期間で保険料率の上げ下げを繰り返すことは制度が不安定となること、2025年問題等を踏まえて中長期で保険料率を考え、10%を維持するという立場を支持する。ただし、国民や協会けんぽが健康づくり等によりなるべく医療費を引き下げられるよう努力をしてもらうことが前提である。 ・激変緩和措置については計画的に解消を進めていくべきである。 ・平成31年4月納付分からの変更とすることについて異論はなかった。 <p>2. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政的な側面から医療費削減のみを議論すべきではなく、加入者の視点から利便性、健康維持につながることについては必要なコストをかけるべきである。 ・保険料率を決定する仕組みが加入者には理解しづらいため、積極的に情報公開したうえで医療費削減への協力を求めることが必要ではないか。

平成31年度都道府県単位保険料率（全国状況）

- 茨城支部の保険料率は9.84%（前年比▲0.06%）、全国最低は新潟の9.63%、最高は佐賀の10.75%で保険料率の差は1.12%（全国平均10.00%）
- 平成30年度の保険料率と比較して最も保険料率が増加したのは佐賀支部の+0.14%、最も保険料率が減少したのは富山支部・福井支部の▲0.10%

都道府県	平成31年度保険料率	平成30年度からの増減	都道府県	平成31年度保険料率	平成30年度からの増減
北海道	10.31	+0.06	滋賀	9.87	+0.03
青森	9.87	▲0.09	京都	10.03	+0.01
岩手	9.80	▲0.04	大阪	10.19	+0.02
宮城	10.10	+0.05	兵庫	10.14	+0.04
秋田	10.14	+0.01	奈良	10.07	+0.04
山形	10.03	▲0.01	和歌山	10.15	+0.07
福島	9.74	▲0.05	鳥取	10.00	+0.04
茨城	9.84	▲0.06	島根	10.13	0.00
栃木	9.92	0.00	岡山	10.22	+0.07
群馬	9.84	▲0.07	広島	10.00	0.00
埼玉	9.79	▲0.06	山口	10.21	+0.03
千葉	9.81	▲0.08	徳島	10.30	+0.02
東京	9.90	0.00	香川	10.31	+0.08
神奈川	9.91	▲0.02	愛媛	10.02	▲0.08
新潟	9.63	0.00	高知	10.21	+0.07
富山	9.71	▲0.10	福岡	10.24	+0.01
石川	9.99	▲0.05	佐賀	10.75	+0.14
福井	9.88	▲0.10	長崎	10.24	+0.04
山梨	9.90	▲0.06	熊本	10.18	+0.05
長野	9.69	▲0.02	大分	10.21	▲0.05
岐阜	9.86	▲0.05	宮崎	10.02	+0.05
静岡	9.75	▲0.02	鹿児島	10.16	+0.05
愛知	9.90	0.00	沖縄	9.95	+0.02
三重	9.90	0.00	全国平均	10.00	0.00

※茨城支部の健康保険料率9.84%は全国で低いほうから9番目

平成31年度保険料率改定にかかる広報スケジュール（茨城支部）

平成31年	2月	3月	4月
ホームページ メールマガジン	ホームページに料率改定についての概要・料額表の掲載 メールマガジンで料率改定についての記事配信 2/19		
経済団体	ポスターの配布・掲示 2/22	広報紙等への広告掲載	
社労士会 各社労士	ポスターの配布・掲示（社労士会） 2/22	社労士会会報送付時に リフレット折り込み	
事業主 加入者	2/20 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 納入告知書に チラシ（料額 表）同封 </div>	全事業所に リフレット 送付	納入告知書に 料率広報チラシ 同封
任意継続加入者	2/20 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> お知らせ 送付 </div>	納付書に チラシ 同封	新聞広告 掲載
市町村	2/15 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 市町村広報誌への 掲載依頼 </div>	広報紙等への記事掲載	
県・年金事務所 三師会・労働局等	ポスターの配布・掲示 2/22		

料率認可（2月12日）

平成31年度保険料率改定にかかる広報（茨城支部）

- 平成31年度の都道府県単位保険料率について県内市町村へ広報記事掲載依頼
- 44市町村の広報担当課へ依頼文書と回答アンケートを送付し、国民健康保険担当課に協力依頼文書を送付した。
- 具体的な広報記事例を示したうえで、掲載の可否、文字数制限等を確認し、それぞれの市町村の掲載可能な文字数の記事を作成し提供
- 県内44市町村内訳
 1. 掲載可能： 13市町村
 2. 掲載不可： 20市町村 （検討中：11市町村）

今後市町村と連携し、協会けんぽ事業の広報誌への掲載依頼を行い、市町村の事情に配慮しながら、より多くの市町村広報誌で記事掲載してもらえよう働きかけいく。

広報記事の例

※電子媒体をご希望の場合は、お手数ですが担当までご連絡願います

全国健康保険協会（協会けんぽ）加入者の皆様へ

《平成31年度保険料率について》

協会けんぽの健康保険料率は、加入者の皆様の医療費等に基づき、都道府県ごとに設定されています。

平成31年度の協会けんぽ茨城支部の健康保険料率については、現状の9.90%から9.84%に引き下げとなります。また、介護保険料率（全国一律）については、現状の1.57%から1.73%に引き上げとなります。（平成31年3月分（4月納付分）より変更）

また、平成30年度からは、新たに「インセンティブ制度」が導入され、支部（都道府県）ごとの加入者及び事業主の健康に対する取り組みが、2年後の保険料率に反映されることとなりました。

みなさまが健診を受診したり、ジェネリック医薬品を使用したりすることが、茨城支部の保険料率に反映されますので、まずは、4月上旬に加入者のご家族（40～74歳の被扶養者）を対象に特定健診の受診券をご自宅に送付いたしますので、受診をお願い致します。

★ - お問い合わせ先 TEL029-303-1580 協会けんぽ茨城支部 企画総務グループ - ★

平成31年度保険料率改定にかかる広報（茨城支部）

【リーフレット】

なぜ都道府県ごとに保険料率が違うのでしょうか？
A 都道府県ごとに、必要な医療費（支出）が異なるからです。

都道府県ごとの保険料率は、地域の加入者の皆さんの医療費によって決められています。このため、医療の予後などの違いによって医療費の総額が異なる場合は、その分都道府県の保険料率も異なることになります。

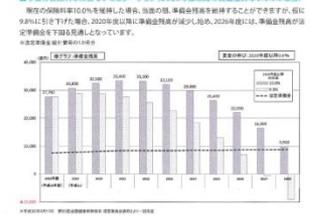
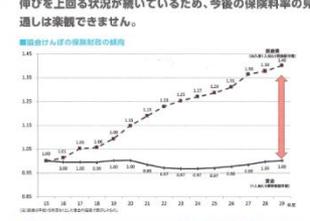
また、平成31年度は全国平均の保険料率に約1%以上高くなる見込みです。都道府県ごとの医療費を支払うため、保険料率が高くなる見込みがあります。

※全国平均の保険料率改定率については、平成31年3月分（4月納付分）のリーフレット「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」に掲載されています。

保険料は何に使われているのですか？
A 加入者の皆さまの医療費等が約6割、高齢者の医療費を支えるための拠出金等が約4割です。



今後、保険料率はどうなるのですか？
A 協会けんぽの保険財政については、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る状況が続いているため、今後の保険料率の見直しは漸進的でできません。



インセンティブ制度

インセンティブ制度とは何ですか？
A インセンティブ制度とは、保険料率の引き上げや減額などの措置を通じて、加入者の皆さんが健康増進や医療費の抑制を図ることを促す制度です。

① 禁煙の奨励
 禁煙の奨励として、新たに全喫煙者の健康増進費のうち、0.01%を喫煙者に還元し、禁煙の奨励として、禁煙者に対して禁煙補助金を支給する制度です。

② がん検診の奨励
 がん検診の奨励として、がん検診を受けた加入者に対して、がん検診料の一部を補助する制度です。

③ 予防接種の奨励
 予防接種の奨励として、予防接種を受けた加入者に対して、予防接種料の一部を補助する制度です。

インセンティブ制度の導入によって具体的な何に数値が伸びたのでしょうか？
A 加入者や事業主の皆さまに活用していただきたくはありますが、この制度の活用は、加入者や事業主の皆さまの裁量によるため、具体的な数値は公表していません。

① 禁煙者数の増加
 禁煙者数の増加により、禁煙補助金の支給額が増加しています。

② がん検診受診率の向上
 がん検診受診率の向上により、がん検診料の補助額が増加しています。

③ 予防接種受診率の向上
 予防接種受診率の向上により、予防接種料の補助額が増加しています。

保険料率の上昇を抑えるため、協会けんぽは努力を続けています。
加入者の皆さまもご協力をお願いします。

ジェネリック医薬品の使用促進
 処方された医薬品がジェネリック医薬品である場合は、ジェネリック医薬品を使用してください。

健康保険の正しい利用の促進
 健康保険の正しい利用を促進するために、健康保険の正しい利用に関する情報を提供しています。

扶養家族の再確認
 扶養家族の再確認を行うことで、扶養家族の医療費を支えることができます。

データ分析に基づく効果的な医療費削減
 データ分析に基づいて、効果的な医療費削減策を提案しています。

レセプト査読・経費削減
 レセプト査読を行うことで、経費削減を実現しています。

インセンティブ（禁煙）制度の導入
 インセンティブ（禁煙）制度を導入することで、禁煙者の数を増やしています。

健診・健康指導・健康づくり
 健診・健康指導・健康づくりを行うことで、加入者の皆さんの健康を促進しています。

介護保険制度と介護保険料について
 介護保険制度と介護保険料について、詳しく説明しています。

【保険料額表】

08 茨城支部の加入者・事業主の皆さまへ **茨城支部**

平成31年3月分（4月納付分）の協会けんぽの保険料率についてお知らせします。

茨城支部の健康保険料率は変更となります。介護保険料率も変更となります。皆さまのご理解をお願い申し上げます。

平成31年3月分（3月納付分）まで	健康保険料率	9.90%	→	平成31年3月分（4月納付分）から	健康保険料率	9.84%
平成31年3月分（3月納付分）まで	介護保険料率	1.57%	→	平成31年3月分（4月納付分）から	介護保険料率	1.73%

※平成31年度は、全国平均の保険料率改定率に約1%以上高くなる見込みです。都道府県ごとの医療費を支払うため、保険料率が高くなる見込みがあります。

※平成31年度は、平均年齢65歳未満の加入者1人あたり（平成31年3月分）の保険料率です。

※平成31年度は、平均年齢65歳以上の加入者1人あたり（平成31年3月分）の保険料率です。

※平成31年度は、平均年齢65歳以上の加入者1人あたり（平成31年3月分）の保険料率です。

平成31年3月分（4月納付分）からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

年齢区分	平均年齢	平均収入	健康保険料率		介護保険料率		合計
			現行	改定後	現行	改定後	
15歳未満	7歳	5,540円	1.8%	1.8%	0.0%	0.0%	3.6%
15歳以上20歳未満	17歳	580円	17.1%	17.1%	0.0%	0.0%	34.2%
20歳以上25歳未満	22歳	1,100円	9.1%	9.1%	0.0%	0.0%	18.2%
25歳以上30歳未満	27歳	3,670円	2.7%	2.7%	0.0%	0.0%	5.4%
30歳以上35歳未満	32歳	6,370円	1.6%	1.6%	0.0%	0.0%	3.2%
35歳以上40歳未満	37歳	9,070円	1.1%	1.1%	0.0%	0.0%	2.2%
40歳以上45歳未満	42歳	11,770円	0.8%	0.8%	0.0%	0.0%	1.6%
45歳以上50歳未満	47歳	14,470円	0.7%	0.7%	0.0%	0.0%	1.4%
50歳以上55歳未満	52歳	17,170円	0.6%	0.6%	0.0%	0.0%	1.2%
55歳以上60歳未満	57歳	19,870円	0.5%	0.5%	0.0%	0.0%	1.0%
60歳以上65歳未満	62歳	22,570円	0.4%	0.4%	0.0%	0.0%	0.8%
65歳以上70歳未満	67歳	25,270円	0.4%	0.4%	0.0%	0.0%	0.8%
70歳以上75歳未満	72歳	27,970円	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.6%
75歳以上80歳未満	77歳	30,670円	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.6%
80歳以上85歳未満	82歳	33,370円	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.6%
85歳以上90歳未満	87歳	36,070円	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.6%
90歳以上95歳未満	92歳	38,770円	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.4%
95歳以上100歳未満	97歳	41,470円	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.4%

※平成31年度は、平均年齢65歳未満の加入者1人あたり（平成31年3月分）の保険料率です。

※平成31年度は、平均年齢65歳以上の加入者1人あたり（平成31年3月分）の保険料率です。

※平成31年度は、平均年齢65歳以上の加入者1人あたり（平成31年3月分）の保険料率です。

【ポスター】

協会けんぽの加入者・事業主の皆さまへ

平成31年3月分（4月納付分）の協会けんぽの保険料率についてお知らせします

茨城支部の健康保険料率は **引下げ** となります。

皆さまのご理解をお願い申し上げます。

現行 **9.90%** → 平成31年3月分～ **9.84%**

介護保険料率は **引上げ** となります。

現行 **1.57%** → 平成31年3月分～ **1.73%**

※平成31年度は、平均年齢65歳未満の加入者1人あたり（平成31年3月分）の保険料率です。

※平成31年度は、平均年齢65歳以上の加入者1人あたり（平成31年3月分）の保険料率です。

※平成31年度は、平均年齢65歳以上の加入者1人あたり（平成31年3月分）の保険料率です。

平成31年度保険料率改定にかかる広報（茨城支部）

【経済4団体広報誌の掲載記事】

協会けんぽ茨城支部 平成31年度保険料率のお知らせ

平成31年3月分（4月納付分）からの保険料率は次のとおり改定されます。

平成30年度	健康保険料率	9.90%	介護保険料率	1.57%
		引き下げ	引き上げ	
平成31年度	健康 保険料率 (都道府県ごと)	9.84%	介護 保険料率 (全国共通)	1.73%

- ◆ 40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
- ◆ 変更後の健康保険料率と介護保険料率は、3月分（4月納付分）から適用されます。賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
- ◆ 健康保険料率（9.84%）の内訳は、基本保険料率（6.33%）と特定保険料率（3.51%）です。

なお、協会けんぽの平成31年度の全国平均健康保険料率は、10.0%です。都道府県支部の健康保険料率は、各都道府県の医療給付費等により決定されます。

◀ 保険料率に関するお問い合わせ：029-303-1580（企画総務グループ） ▶

4月に届く健診のご案内をぜひご覧ください！

生活習慣病予防健診（被保険者の健診）



- ▶ 対象は35歳～74歳の被保険者さま
- ▶ 補助があるから費用がおトク！
- ▶ 各種がん検診も同時に受診できます！

事業所に1通届きます

特定健診（被扶養者の健診）

- 対象は40歳～74歳の被扶養者さま
- 市町村の集団健診や契約医療機関で手軽に受診できます！



ご自宅に届きます

◀ 健診に関するお問い合わせ：029-303-1584（保健グループ） ▶

 全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

〒310-8502
水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル



最新情報はHPをご覧ください
「協会けんぽ茨城」で検索

平成31年度保険料率改定にかかる広報（茨城支部）

【新聞広告】

協会けんぽにご加入の皆さまへ

平成31年3月分(4月納付分)からの健康保険料率をお知らせします。



広告

給与・賞与の
9.90%
平成31年2月分(3月納付分)まで

茨城支部
引下げ

給与・賞与の
9.84%
平成31年3月分(4月納付分)から

都道府県支部別に、引上げ、据え置き、引下げの3パターンがあります。

※任意継続被保険者の方は、平成31年4月分(4月納付分)からとなります。※40歳から64歳までの方は、これに全国一律の介護保険料率(1.57%から1.73%に引上げ)が加わります。



全国健康保険協会 ○○支部

お手元の保険証であなたの加入支部をご確認ください。

※左記の支部でない場合は「協会けんぽ」で検索し、該当支部の保険料率をお確かめください。

保険料率が支部別に違うのは、なぜ？

●それは、都道府県ごとに必要な医療費(支出)が異なるからです。都道府県ごとの保険料率は、地域の加入者の皆さまの医療費に基づいて算出されています。このため疾病の予防などの取組により都道府県の医療費が下がれば、その分都道府県の保険料率も下がることになります。また、平成31年度の全支部の平均保険料率は10%と変わりますが、都道府県ごとの医療費を反映するため、保険料率が変更になる場合があります。

●平成30年度から導入された「インセンティブ制度」により、ジェネリック医薬品の使用割合が高い支部や、特定健診・特定保健指導の実施率の高い支部など上位23支部には、報酬金があたえられ保険料率が引き下げられます。



保険料率の上昇を抑えるため、努力を続けます。

●全国の支部で、「健診」と健康づくりの支援を行っています。

協会けんぽ加入 被保険者 35歳～74歳の方は
年々一回
「生活習慣病予防健診」
の受診を!

協会けんぽ加入 被保険者 40歳～74歳の方は
年々一回
「特定健診」
の受診を!

●さらに、医療機関での窓口負担を軽減し、医療費適正化につながる「ジェネリック医薬品の使用促進」、医療保険の適正利用のための「医療費審査(レセプト点検)」や「扶養家族の再確認」も積極的に進めています。

加入者お一人おひとりの健康が、保険料率の上昇を抑える大きな力となります。

●健診受診後は保健師等による特定保健指導をご活用ください。
●適正受診など健康保険の正しいご利用をお願いします。

全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

お問い合わせは
こちらまで

TEL.029-303-1580
受付時間/平日8:30～17:15

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/> 協会けんぽ 検索

(参考) 都道府県単位保険料率の決定に関する関係条文

保険料率の変更に関する法律上の手続

◎健康保険法(大正11年法律第70号)(抄)

第160条(略)

2(略)

3 都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一～三(略)

4・5(略)

6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更についての意見の申出を行うものとする。

8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

9 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

10～13(略)

14 特定保険料率は、各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額及び後期高齢者支援金等の額(協会が管掌する健康保険及び日雇特例被保険者の保険においては、その額から第153条及び第154条の規定による国庫補助額を控除した額)の合算額(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

15 基本保険料率は、一般保険料率から特定保険料率を控除した率を基準として、保険者が定める。

16 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額(協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

17 協会は、第14項及び第15項の規定により基本保険料率及び特定保険料率を定め、又は前項の規定により介護保険料率を定めたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

激変緩和率による保険料率の調整

◎健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則(抄)

第31条 平成20年10月改正健保法第160条第3項の規定に基づき算定した都道府県単位保険料率のうち、第4条の規定の施行の日の前日における旧政管健保の一般保険料率との率の差が政令で定める基準を上回るものがある場合においては、同項の規定にかかわらず、協会は、成立の日から、被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る協会の各支部の取組の状況を勘案して平成36年3月31日までの間において政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、都道府県単位保険料率の調整を行い、運営委員会の議を経て、当該算定した都道府県単位保険料率とは異なる都道府県単位保険料率を定めるものとする。

◎健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成21年政令第63号)附則(抄)

第4条 平成18年健保法等改正法附則第31条の政令で定める日は、平成32年3月31日とする。

定款変更に関する法律上の手続

◎健康保険法(大正11年法律第70号)(抄)

第7条の6 協会は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～九 (略)

十 その他組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項

2 前項の定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 協会は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 協会は、定款の変更について第2項の認可を受けたとき、又は同項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

第7条の19 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。

一 定款の変更

二～六 (略)

2・3 (略)

◎健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)(抄)

第2条の2 健康保険法(大正11年法律第70号。以下「法」という。)第7条の6 第1項第10号の厚生労働省令で定める事項は、保険料に関する事項、～(略)～ とする。